

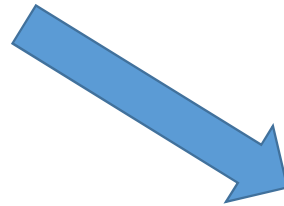
退職等により令和5年より令和6年の所得が減ったケース（扶養親族なし）

不足額給付 I の例 1

令和5年中の所得



所得減少



令和6年中の所得



令和6年分**推計**所得税額 (A) ¥ 20, 000
(令和5年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (B) ¥ 30, 000
(所得税分)

当初給付額 (B-A) ¥ 10, 000 … ①

令和6年分**確定**所得税額 (C) ¥ 10, 000
(令和6年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (D) ¥ 30, 000
(所得税分)

本来の給付額 (D-C) ¥ 20, 000 … ②

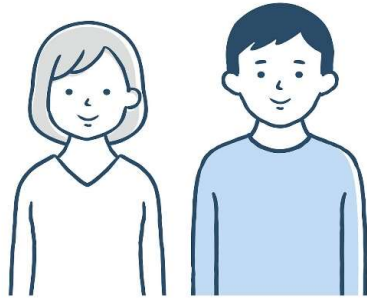
➡ ①と②の差額1万円を不足額給付として支給します



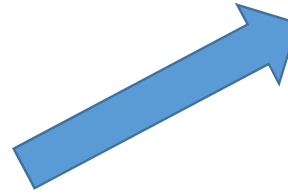
こどもの出生等により、令和6年中に扶養親族が増えたケース（扶養1→2人）

不足額給付Iの例2

令和5年 夫婦2人
(扶養親族：配偶者1人)



扶養人数増加



令和6年 夫婦2人・こども1人
(扶養親族：配偶者1人+こども1人)



令和6年度推計所得税額 (A) ¥50,000
(令和5年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (B) ¥60,000
(所得税分)

当初給付額 (B-A) ¥10,000 ... ①

令和6年分確定所得税額 (C) ¥50,000
(令和6年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (D) ¥90,000
(所得税分)

本来の給付額 (D-C) ¥40,000 ... ②

➡ ①と②の差額3万円を不足額給付として支給します



就職等により令和6年分所得が新たに生じたケース（扶養親族なし）

不足額給付 I の例 3

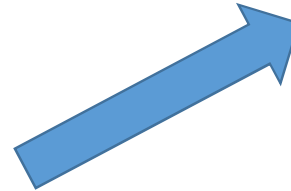
令和5年 … 学生



令和6年 … 社会人



所得増加



令和6年分推計所得税額 (A) ￥0
(令和5年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (B) ￥0
(所得税分)

当初給付額 (B-A) ￥0 … ①

令和6年分確定所得税額 (C) ￥60,000
令和6年度住民税所得割額 (D) ￥0

定額減税可能額 (所得税分) (E) ￥30,000
定額減税可能額 (住民税分) (F) ￥10,000

本来の給付額 (所得税分) (E-C) ≤ 0 ￥0 … ②

本来の給付額 (住民税分) (F-D) ￥10,000 … ③

➡ ①と (②+③) の差額1万円を不足額給付として支給します



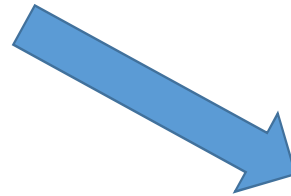
当初給付後に税額修正が生じ、令和6年度住民税所得割が減ったケース（扶養1人）

不足額給付Ⅰの例4

税額修正前



所得減少



税額修正後



令和6年度住民税所得割額 (A) ¥ 20,000
(令和5年中の所得をもとに計算)

定額減税可能額 (B) ¥ 20,000
(住民税分)

当初給付額 (B-A) ¥ 0 … ①

令和6年度住民税所得税額 (C) ¥ 10,000
(修正申告による修正後の税額)

定額減税可能額 (D) ¥ 20,000
(住民税分)

本来の給付額 (D-C) ¥ 10,000 … ②

👉 ①と②の差額1万円を不足額給付として支給します



個人事業主の夫と事業専従者である妻の二世帯のケース（扶養親族なし）

不足額給付Ⅱの例1

世帯

個人事業主（夫）



住民税所得割課税あり

◎定額減税の対象

☞ 1人（本人）×（所得税3万円＋住民税1万円）
＝ 4万円

個人事業主の事業専従者（妻）



年間給与 100万円以下
所得税・住民税ともに非課税

◎所得税・住民税ともにかからない

☞ 本人は定額減税の対象外

◎事業専従者

☞ 個人事業主（夫）の定額減税においても
扶養親族にならない

扶養できない

個人事業主（夫）が住民税所得割課税されているため、個人事業主の事業専従者（妻）は
低所得者向け給付金の対象にならなかったことがない

☞ 個人事業主の事業専従者（妻）は不足額給付の対象となる



配偶者の妻を扶養し、扶養できない母（障がい者）と同居しているケース

不足額給付Ⅱの例2

世帯

母A

年金収入165万円
障害者控除により非課税



◎所得税・住民税ともにかからない

☞ 本人Aは定額減税の対象外

◎年金収入により合計所得48万円超え

☞ 子どもBの定額減税においても扶養親族とならない



扶養できない

子どもB

住民税所得割課税



扶養できる



子どもBの配偶者C

収入なし・非課税



◎定額減税の対象

☞ 2人（本人Bと配偶者C）×（所得税3万円＋住民税1万円）
＝8万円

◎所得税・住民税ともにかからない

☞ 本人Cは定額減税の対象外

◎本人Cは定額減税で夫Bの扶養親族となる

子どもBが住民税所得割課税のため、母Aは低所得者向け給付金の対象になったことがない

☞ 母Aは不足額給付の対象となる

